

資料 5 令和 7 年度一関地区合同庁舎照明設備 L E D 化事業実施業務 修正箇所一覧（令和 7 年 5 月 7 日、下線部が修正箇所）

N0	項目	修正前	修正後
1	資料 2 業務仕様書 6 契約に関する事項	（2） 業務履行に係る関係人に関する措置要求 ウ 事業者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。	（2） 業務履行に係る関係人に関する措置要求 ウ 事業者は、上記ア <u>及びイ</u> による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。
2	資料 2 業務仕様書 6 契約に関する事項	<u>（5） 個人情報の保護</u> 事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、 <u>岩手県個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）</u> を遵守しなければならない。	<u>（4） 個人情報の保護</u> 事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）</u> を遵守しなければならない。

※その他、項目の付番修正を含む。（修正後の 6（3）、（5）、（6）関係）